

## 雇 用 調 整 方 針 (一般型)

金融機関との取引関係により、従業員の雇用調整を行いますので、下記により雇用調整方針を届け出ます。			
平成	年	月	日
住所		事業主	
公共職業安定所長 殿		氏名	
記		記	
[事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること、氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。]			
①雇用調整方針を作成する事業所の現状	名 称	フリガナ	雇用保険適用事業所番号
	所在地	(〒 - )	電話 ( )
	事業の種類		常時雇用する労働者数 人
	雇用調整方針担当者	氏名	役職
②企業全体の現状	資本又は出資の総額	万円	企業規模の判定
	常時雇用する労働者数	人 (①と同じ場合省略可)	(※裏面参照) 大企業・中小企業
③金融機関との取引関係	取引金融機関 (※裏面参照)	融資割合等	20%以上 ( %)・メインバンク
	ア 次のいずれかに該当する事業主 (○をつけてください。)		
	法的整理 (※裏面参照) の対象となっている事業主であって、a又はbに該当するもの (法的整理の内容: )		
	債務超過の状況にある事業主であって、a又はbに該当するもの		
次のいずれか該当するものに○をつけてください。			
a 取引金融機関からの金利引上げ、新規融資 (事業拡張のための融資を除く) の停止、他の金融機関等への債権譲渡、約定期間前の繰上返済の対象となっているもの			
b 取引金融機関からの融資について3か月以上の支払延滞中であって、担保権の実行、保証人の保証債務履行等を含めた返済の督促を受けているもの			
イ 取引金融機関から債権回収機構 (RCC) への債権譲渡の対象となっている事業主			
ウ 債権再生機構により関係金融機関等の債権の買取決定が行われた事業主			
エ 取引金融機関から、経営合理化計画の作成を前提として、債権放棄等を受けた事業主			
④関連企業への影響等	アのうち の場合は以下を記入してください		ア 及びイ～エの場合は以下を記入してください
	負債総額 (見込み) 億円	取引事業者 社	今後6か月の売上高見込み (a) 円 対前年同期の売上高 (b) 円 売上減少割合 ((b-a)/b) %
⑤当該事業所における雇用調整の対象労働者	区 分 (該当するものを○で囲んでください。)		対 象 者 数
	ア. 離職を余儀なくされる者		人
	イ. 出向対象者		人
	ウ. 休業等対象者		人
⑥雇用調整方針の内容について、労働者の過半数で組織する労働組合 (ない場合には労働者の過半数を代表する者) の同意	本雇用調整方針に同意します。		署名又は記名押印
	労働者代表者氏名		公共職業安定所受理印
			受理年月日: 平成 年 月 日
(備考)			受理番号:

※ 項目によって確認資料の提出が必要となります。詳しくは裏面を御覧ください。

※ ⑤アについては、当該方針の別紙として、「雇用調整方針離職対象者 個別票」を添付してください。

〔記入上の注意〕

- (1) ②の欄については、事業所の属する企業全体の状況について記入してください。  
 企業規模については、以下に該当する場合は中小企業に、それ以外の場合は大企業に○をつけてください。
- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 資本又は出資の額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者数が50人以下 |
| サービス業       | 5,000万円以下、" 100人以下                    |
| 卸売業         | 1億円以下、" 100人以下                        |
| その他の業種      | 3億円以下、" 300人以下                        |
- (2) ③の欄の取引金融機関名には、融資割合が最も多い金融機関名か融資割合20%以上の金融機関名を記載してください。なお、対象となる金融機関は以下のとおりです。
- |           |   |
|-----------|---|
| 主要行       | みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、東京三菱銀行、三菱信託銀行、UFJ銀行、<br>UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行及び住友信託銀行 |
| 中小・地域金融機関 | 地方銀行、第2地方銀行、信用金庫及び信用協同組合  |
- また、融資割合等については、取引金融機関が該当するものを○で囲んでください（20%以上の場合は具体的な数値を記載してください）。あわせて、税務署の受付印のある決算書中の付属明細書（借入金及び支払利子の内訳書）など主要行の融資割合が分かる資料を提出してください。
- (3) ③の欄において、7のうち に該当する場合は、対象となっている法的整理の内容（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等）を記入してください。
- (4) ③の欄において、申請事業主は7~1のいずれかに○をつけるとともに、○をつけた項目に応じて下表に記載された書類を添付してください。なお、下表に掲げる書類は一般的なものを示したものであり、左欄の事実を把握できるものであれば、必ずしも右欄の書類に限定されるものではありません。また、金融機関との取引を法人全体で行っている場合は、事業所の属する法人と金融機関との関係を示す書類を添付してください。

7	破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生	破産、解散、整理開始、更正手続開始又は再生手続開始登記が記載されている登記証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本。なお、個人事業主の場合は、裁判所提出の破産申立書又は再生手続開始申立書
	債務超過	税務署の受付印のある決算書中の貸借対照表（最近のもの）又は損益計算書（最近2年分）
a	取引金融機関からの金利引上げ	金利変更通知書又は利率に関する契約更改契約書（届出日前3か月以内又は法的整理申立日前のもの）
	新規融資（事業拡張のための融資を除く。）の停止	取引金融機関からの融資残高証明書（届出日又は法的整理申立日前より1週間以内の期日、3か月程度前の日の残高を証明するもの）
	他の金融機関等への債権譲渡	取引金融機関からの他の金融機関等への債権譲渡通知（届出日前3か月以内又は法的整理申立日前のもの）
	約定期間前の繰上返済	借入金返済期間変更通知書又は返済期間に関する契約更改契約書（届出日前3か月以内又は法的整理申立日前のもの）
b	返済督促	取引金融機関からの期限の利益喪失通知（返済督促状）（届出日前3か月以内又は法的整理申立日前のもの）
イ	㈱整理回収機構（RCC）への債権譲渡	取引金融機関から㈱整理回収機構（RCC）への債権譲渡通知又は債権譲渡承諾書
ウ	㈱産業再生機構による債権の買取決定	関係金融機関等から㈱産業再生機構への債権譲渡通知又は債権譲渡承諾書
エ	経営合理化計画の作成	取引金融機関に提出した経営合理化計画書
	債権放棄等	取引金融機関からの債権放棄通知等

- (5) ④欄については概数の記入で結構です。ただし、負債総額については額が確認できる資料（裁判所への申立書の添付書類など）を提出してください。取引業者が50社以上の場合には、具体的な事業者リストを提出してください。
- (6) ⑤の欄の各区分の意味は次のとおりです。
- ア 離職を余儀なくされる者  
解雇等により、当該事業所から離職を余儀なくされる労働者が該当します。
  - イ 出向対象者  
在籍出向及び移籍出向により当該事業所から一時的に出向する労働者が該当します。
  - ウ 休業等対象者  
多角化していた事業の特定分野への集中又は新分野進出により、雇用の確保を図るときに、事業集中又は新分野進出までの間実施される休業、教育訓練等の対象となる労働者が該当します。
- また、実施日について、ア は当該事業所の労働者の離職予定日、イ は当該事業所の労働者の出向予定日、ウ は多角化していた事業の特定分野への集中又は新分野進出のための休業等の開始予定日を記載してください。
- (7) ⑤の欄には、区分ごとに、該当する労働者（臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等を除く者とし、これらの者であっても申請事業主に継続して6か月以上雇用されている者又は継続して6か月以上雇用されることが予定されている者は含むものとします。なお、1週の所定労働時間が20時間未満の労働者は含まれません。）の合計数を記載してください。
- (8) ⑥の欄の労働者代表者氏名は、署名又は記名押印によるものとしてください。
- (9) 不良債権処理就業支援特別奨励金、在職者求職活動支援助成金（特例措置）、建設業労働支援助成金（特例措置）等の各種支援措置の適用の円滑化を図るため、本方針については受理後、都道府県高齢者雇用開発協会、雇用・能力開発機構都道府県センター、(財)産業雇用安定センター地方事務所等に写しが送付されることとなりますので、御了承ください。